

令和 2 年

第 15 回  
教育委員会会議録

行橋市教育委員会  
令和2年10月22日(木)

## 教育委員会会議録

- 1 招集日時  
令和2年10月22日(木) 15時 0分
- 2 招集場所  
4階 庁議室
- 3 出席委員  
教育長職務代理者 末次 龍一  
委 員 水谷 知子  
委 員 金澤 精子  
委 員 村上 信哉
- 4 欠席委員
- 5 出席職員等 長尾教育長  
米谷教育部長  
吉本教育総務課長  
山本指導室長  
橋本学校管理課長  
安藤防災食育センター給食管理係長  
川中生涯学習課長  
辛嶋文化課長  
門司スポーツ振興課長  
白川教育政策係長
- 6 議題及び議事の概要  
別紙
- 7 閉会 16時 15分

教 育 長

教育長職務代理者

議事録調製者

令和2年10月22日

開議 15時00分

○教育政策係長 白川良光君

それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和2年第15回の定例教育委員会を開催したいと思います。

それでは、長尾教育長、よろしくお願いいたします。

## 1. 開会

○教育長 長尾明美君

では、定足数に達していますので、令和2年第15回の定例教育委員会を開会いたします。

## 2. 前回会議録の承認

○教育長 長尾明美君

それでは、前回会議録の承認を議題といたします。この件について、何か御意見等ありましたら、お願いします。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、承認いただいたものといたします。

## 3. 教育長事務報告

○教育長 長尾明美君

続きまして、教育長事務報告についてです。9月29日から10月21日までの事務について記載いたしました資料を、事前にお配りをさせていただきました。内容等について、御質問がありましたら、お願いいたします。

金沢委員、お願いします。

○委員 金澤精子君

質問ではありません。15日の小学部のPTAと語る会について、教育長さんの説明が、カラーコピーされた用紙が、あれが大変分かりやすかったです。宙で説明を聞くのじゃなくて、大変分かりやすかったなと思いました。

○教育長 長尾明美君

そうですか。ありがとうございます。

○委員 金澤精子君

それと事務局のほうも予め質問事項に対しての答えを的確に答えて、しかも誠実に答えられてあるなと思いました。母親たちの課題というのは、まだまだたくさんあります

が、大変良い会だったんじゃないかなというふうに思いました。以上です。

○教育長 長尾明美君

ありがとうございます。なかなか声が届かない保護者の方との本当に貴重なお時間だったと思っております。

○教育長職務代理者 末次龍一君

大体、今まではあんなに時間は取っていなかったの、途中で切るようなかたちもあったかと思うんですね。あれはあれでいいのかなと思いましたが。

○教育長 長尾明美君

御出席もいただいて、本当にありがとうございました。  
では、ないようですので、教育長事務報告を終わらせていただきます。

#### 4. 議事

##### (1) 議案第40号 令和2年度第7次補正予算について

○教育長 長尾明美君

では、早速ですが、本日の議事に入らせていただきます。  
議案第40号 令和2年度第7次補正予算についてですが、こちらの審議につきましては、非公開で進めたいと思います。御異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

それでは、議案第40号は、非公開とさせていただきます。  
非公開のため、その他事項が終了した後に審議をしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

##### (2) 議案第41号 行橋市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

##### (3) 議案第42号 行橋市立小・中学校共同学校事務室の組織、運営及び事務処理規程の一部を改正する訓令の制定について

##### (4) 議案第43号 行橋市立小・中学校共同実施組織、運営及び事務処理規程を廃止する訓令の制定について

○教育長 長尾明美君

続いて、議案第41号 行橋市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について、説明をお願いいたします。

教育総務課長、お願いします。

○教育総務課長 吉本康一君

それでは、教育総務課から御説明をさせていただきます。この議案第41号ですけど

も、その次の42号、43号につきましても全て関連する内容となっておりますので、まとめて説明をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか

○教育長 長尾明美君

はい。よろしく申し上げます。

○教育総務課長 吉本康一君

それでは、事前にお配りしました資料の6ページをお願いします。提案理由に記載しておりますとおり、本年11月1日から共同学校事務室を2つ追加することに伴います関係規則、規程の改正及び規程の廃止でございます。この共同学校事務室につきましては、昨年11月1日から1つ先行して設置しております、今回と同様に昨年度のこの教育委員会議のなかでも規則の改正と新たな規程の制定について、審議をしていただいたところでございます。

共同学校事務室設置についての経過を簡単に御説明いたしますと、学校事務職員は、多くの場合、学校に1人のみの配置となっておりますため、その事務処理に職員の知識、経験による差が生じるといった課題がございました。そのため、行橋市では複数の学校の事務業務を共同で行うことで学校間の事務の標準化であったり、事務職員の育成及び資質の向上などを図ることを目的といたしまして、市内の小・中学校を3つのグループに分けまして、事務の共同実施を行っておったところでございます。

その後、法改正等によりまして、共同学校事務室に室長を設置いたしまして、教育委員会等と組織的に協議をすることでさらなる事務の効率化が図られ、より主体的に校務運営に参画できるという趣旨のもと、共同学校事務室の設置が法制化されました。

また福岡県といたしましても、この法改正を受けまして、平成30年度からこの共同学校事務室の設置を推進するという事としておりましたことから、本市におきましても、昨年11月にまず1グループを共同学校事務室に移行して、今年11月から残りの2グループにつきましても同時に設置をすることとしております。

では、具体的な改正内容について、御説明いたします。

まず、議案第41号 行橋市立小・中学校管理規則の一部改正でございますが、これは本日差し替えとしてお配りいたしました新旧対照表をお願いいたします。下に、22分の1から通し番号になっています。こちらの22分の9を開いていただけますでしょうか。こちらの第16条の2ですが、主な改正点としては、これまで共同実施グループに係る規程でありました第16条の2を削除いたしますとともに、その他の規程について、文言整理を行っております。

次に、議案第42号 行橋市立小・中学校共同学校事務室の組織、運営及び事務処理規程の一部改正についてですが、こちらも申し訳ございません、本日差し替えとしてお配

りました、その規程の新旧対照表、3分の1、2、3となっております。こちらの1ページ目ですけれども、主な改正点といたしましては、第3条の第2項に規定しております共同学校事務室の設置校、及びグループ校を示しております表に、今回2つの共同学校事務室についての内容を追加しております。それとともにその他の規定におきまして、文言整理を行っているところでございます。

最後に、議案第43号におきましては、この行橋市立小・中学校共同実施組織、運営及び事務処理規程の廃止についてでございますが、これはこれまで共同実施グループに関して必要事項を定めた規程となっております。今回の設置に伴いまして、全ての共同実施グループは、共同学校事務室に移行することに伴いまして、廃止をするものでございます。以上で説明を終わります。

○教育長 長尾明美君

議案第41号、42号、43号の説明が終わりました。この件について、御質問、御意見等がありましたら、お願いいたします。

末次委員、お願いします。

○教育長職務代理人 末次龍一君

取り組みとして、とても良いことだと思いますし、いろんな面で共有できたりとか、1人でやるよりも集まって何らかのかたちをつくっていくということは、とても良いことだと思います。これで少しは学校の事務処理なども楽になっていくように、特にデジタル化を進めていっていると思いますので、その辺が進んでいけばいいなと思います。以上です。

○教育長 長尾明美君

ありがとうございます。

他にございませんか。

(「ありません」の声あり)

では、御異議がございませんので、承認することといたします。

#### (5) 議案第44号 旧百三十銀行行橋支店条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

○教育長 長尾明美君

続きまして、議案第44号 旧百三十銀行行橋支店条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、御説明をお願いいたします。

文化課長、お願いします。

○文化課長 辛嶋智恵子君

では、本日追加でお配りさせていただいております、左肩に議案第44号と記しております資料を御覧ください。

文化課より、議案第44号 旧百三十銀行行橋支店条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、御説明をさせていただきます。2ページ目を御覧ください。改正の概要を御説明いたします。

提案理由は、旧百三十銀行行橋支店の管理運営につきまして、来年度令和3年4月から指定管理者制度を導入するにあたりまして、貸出しをして使用に供する範囲が正確に示していませんでしたので、範囲の確定をするものです。また、使用料の減免について権限が条例では市長となっていますが、規則では齟齬がありましたので、規則を条例にあわせて改正をいたします。

なお、使用範囲は次のページに示した図の色をつけている範囲となります。建物施設内の通常ホールと呼んでおります部分を、このようにはっきりと区別をいたしました。

最後に、新旧対照表を添付しております。改正部分についてはアンダーラインを引いております。第2条第2項と図を追加し、次の第6条の第2項および第3項中の教育長という文言を条例にあわせまして市長に改めるという内容でございます。説明は以上です。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりましたが、この件について、何か御意見等がありましたら、お願いいたします。

村上委員、お願いします。

○委員 村上信哉君

1つよろしいですか。これは、何か実際に使用する人向けの分かりやすいパンフレットみたいなものはあるんですか。

○教育長 長尾明美君

文化課長、お願いします。

○文化課長 辛嶋智恵子君

旧百三十銀行の施設の説明ですね、あと使用料などを記しましたパンフレットがございます。A4を三つ折りしたような物がございますので、それを施設などには置いております。

○委員 村上信哉君

ありがとうございます。

○教育長 長尾明美君

その他はよろしかったでしょうか。

(「はい」の声あり)

では、ないようですので、承認することといたします。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(6) 議案第45号 行橋市教育施設長寿命化計画策定委員会設置要綱の制定について

○教育長 長尾明美君

続いて、議案第45号に移ります。行橋市教育施設長寿命化計画策定委員会設置要綱の制定について、説明をお願いいたします。

教育総務課長、お願いします。

○教育総務課長 吉本康一君

教育総務課から御説明をいたします。こちらも本日追加でお配りをさせていただきました、左肩に議案第45号と書いております資料を御覧ください。

これは、本市が保有いたします教育施設の多くは、1970年代から1980年代に建設をされたものが多く、今後、老朽化に伴います建て替えや大規模修繕の更新時期が集中して訪れます。当然のことですが、公共施設等の更新のためには多額の経費が必要となりますが、その一方で少子高齢化に伴います人口減少によりまして、税収等が減収することに伴い、財政状況としては厳しくなることが予想されております。

そこで、各施設の効率的かつ円滑な更新を実施していく上で、中長期的な維持管理等にかかりますトータルコストを縮減、また予算の平準化を図るとともに、各施設に求められる機能、性能を確保していくための計画を今年度中に策定することとしております。

今回この計画の内容について、内部検討組織を設置するために必要事項を定めた要綱を制定しようとするものでございます。

この計画を策定することによりまして、これまでは傷んだ箇所を部分的に改修し、機能を回復させることを中心といたしました事後保全を繰り返して、古くなったら建て替えるといった手法が主でございましたが、今後は機能が大きく低下する前に予防保全としての改修を行いつつ、一定期間が経過した段階で機能回復及び機能向上のための長寿命化の改修を行うことで、結果として施設の使用年数を延伸させ、維持管理コストの縮減と予算の平準化を図っていきたいと思っております。以上で説明を終わります。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりましたが、この件について、何か御意見等がありましたら、お願いいたします。

村上委員、お願いします。

○委員 村上信哉君

1つだけよろしいですか。前に確か議案の中で学校の本来の在り方を、例えば子ども



が少なくなっていった、一時期は学校ができた時代があったんですけど、今度は逆にひよっとしたら合併とか、そういうこととかも、これには含まれて検討されるんでしょうか。

○教育総務課長 吉本康一君

そうですね、先日の会議のなかでも御説明しましたが、同時に学校規模適正化ということで、人口減少に伴って今の17校をそのまま維持していくのかどうかを含めて教育環境の向上という大きな視点の中で検討していきますという、それもその計画で一緒に並行して議論はしています。

ただ、この長寿命化計画は、当然そこともリンクはするんですけども、これは単純に財政的な視点を見たときに、今の学校を含めた教育施設を今の手法のままで維持しようとしたら、やはりお金がぼっとかかる時が集中して到来するので、それならば市の財政負担を考えたときには厳しくなるよと、その辺を更新の手法をしっかり考えていながら、時期を考えていながら、この計画はそのまま維持をしていく場合ということで計画を立てようかなと思いますけど、本当は学校規模適正化などで再編の方向とかが明らかに出ていけば、それを踏まえた計画ができるんですが、行橋市の場合は、それが並行しているので、ちょっとやりにくい部分はあるんですけど、これはこれとして、ちょっと今年度中に計画しないといけない長寿命化計画なので、そこはちょっと加味しながら作っていかないといけないかなと思っています。

○委員 村上信哉君

そうですね、本来一緒にいくべきものが、何かバラバラでいくと、おかしなことになると思いますので、よろしくをお願いします。

○教育長 長尾明美君

他にありますでしょうか。

金澤委員、お願いします。

○委員 金澤精子君

予防保全を目的というのは、大変大事なことだと思います。

○教育長 長尾明美君

その他、ございますでしょうか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、これより採決いたします。

議案第45号について、承認することに御異議はありませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

では、御異議がありませんので、承認することといたします。

## 5. 報告事項

### (1) 報告第9号 教育委員会人事案件について

○教育長 長尾明美君

続きまして、報告第9号 教育委員会人事案件について、御説明をお願いいたします。  
橋本課長、お願いします。

○学校管理課長 橋本明君

学校管理課から、資料は、きょうお配りしました報告第9号 教育委員会人事案件について、という資料をお願いします。

教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定によりまして、臨時代理をした人事案件の報告となります。1枚表紙をめくっていただいて、一覧表が付いております。こちらについては、主に学校で清掃や消毒作業をしていただくスクールサポートスタッフを本年9月から雇用しているところがございますが、お1人ですね、急きよ10月9日をもって辞められましたので、後任の方を10月12日から雇用するに当たりまして、教育長において臨時代理をしたところがございます。

なお、12日から雇用したのは、こちらに書いております椋野さんという方になります。以上で報告を終わります。よろしくをお願いいたします。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりました。この件について、何か御意見等がありましたら、お願いします。

(「ありません」の声あり)

## 6. その他

○教育長 長尾明美君

それでは、その他に入らせていただきます。何かございますでしょうか。

文化課、お願いします。

○文化課長 辛嶋智恵子君

文化課よりお知らせをさせていただきます。お手元にお配りしていますカラーのチラシを御覧ください。この度リブリオ行橋のけやきホールで行います絵画展のチラシになります。

タイトルは、九十九伸一渡欧40周年ファンタジーとリアリティ展カタルーニャと日本の物語で、展示期間は11月13日金曜日から23日月曜日までの約10日間となっております。会場はリブリオ行橋けやきホールです。

九十九伸一さんは行橋市出身で、現在、スペインバルセロナを拠点に幅広く活動をしている画家でいらっしゃいます。行橋市では、毎年カレンダーの原画展を行ったり、また市の事業に関わるデザインを行っていただくなど、地元行橋でも大変御協力をいただ

いております。リブリオ行橋のリライトカードと読書通帳のキャラクターも御提供いただいております。

ことは、渡欧40年の節目と新図書館の開館を記念いたしまして、行橋市で展覧会を開催することとなりました。会場ではカレンダーの原画と新作絵本の原画、さらにこの展覧会用に制作した約3mほどの大きな作品などを展示します。ぜひ多くの方に御来館いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○教育長 長尾明美君

ありがとうございます。ぜひお時間がありましたら、御覧いただければと思います。よろしく願いいたします。

次に、次回開催日について、御説明をお願いいたします。

○教育政策係長 白川良光君

回りの開催日ですが、11月20日金曜日午前10時からの皆様の御都合はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「大丈夫です」の声あり)

○教育長 長尾明美君

それでは、次回定例教育委員会の開催日は、11月20日金曜日10時からといたします。どうぞよろしく願いいたします。

○教育長 長尾明美君

その他で、他にございませんでしょうか。

村上委員、お願いします。

○委員 村上信哉君

ちょうどうちの子どもが手紙をきのう貰って来まして、修学旅行についてのことで、たぶん他の委員さんは知らないんじゃないかと思っておりますので。粗方、私から言ってもいいでしょうか。

中学校の分なんですけど、修学旅行が本来ことしのうちに行くようにしていたのが、ちょっとコロナの関係で、どうなるか、インフルエンザも流行るということで、3月に延期しますということと、2泊3日を1泊2日で、一応関西が予定だけれど、場合によっては九州内の他県に行きます、というような御案内をいただきました。そうですね。

○指導室長 山本有一君

はい。

○委員 村上信哉君

ということでした。

○委員 金澤精子君

3月ですね。

○委員 村上信哉君

一応、そういうふうな。一番病気の少ない時期に、休みの人が少ない時期にということだったようで、でも年度内にしたいということで、そういうふうな記載がございましたので、御報告までです。

それともう1件よろしいでしょうか。ハンコレス化がすごくいま急速に進んでいると聞いて、学校と保護者との書類が、今まではたくさんあったんだけど、それがなくなるような。行橋ではどうでしょうか。

○委員 金澤精子君

保護者と学校との関係で、ハンコはあまり使っていないようですが。

○委員 村上信哉君

そうですね。何かものすごくあったようなことを、たまたま報道で聞いたので。入学とか。

○委員 水谷知子君

入学のときとかは、ありますね。全部書類に印鑑を押していました。

○委員 村上信哉君

それを全部なくすようにしつつあるような話でしたが、何かあれば教えてください。

○教育長 長尾明美君

何か動きがあれば。指導室、お願いします。

○指導室長 山本有一君

ハンコレスの部分について、今のところ学校と保護者のやりとりというのは、やはりいろんな入学・卒業、手続き、それから後お金とか、後は調査もののときに保護者のハンコを必ず入れて、というようなところがございますので、それについて、特に今後なくなっていくという話は、今のところは聞いておりません。

○委員 村上信哉君

また、何かあったら教えてください。

○教育長 長尾明美君

では、情報を入手しましたら、ぜひ共有をお願いします。

他に、ございませんでしょうか。

水谷委員、お願いします。

○委員 水谷知子君

マスクの件ですが、小・中学生のマスクの着用というのは、一応学校の中だけとか、いつは外しても大丈夫とか、そういう指導は、今はどんな感じなんでしょうか。登下校時は大丈夫とか、そういうのはあるんでしょうか。

○指導室長 山本有一君

マスクについては、一番感染がひどい状況のときは、もう常時ということでしたが、夏に一度熱中症対策の時期が来たときに、登下校中、それから体育の運動等では外していい、あくまでも3密を避けながら、というところでした。現在は、もうマスクについては、やはり教室内で近づいて話をするようなとき、授業中も今のところ、まだシールドがいま活用の仕方を検討中ですので、マスクについては、やはりつけて教室では過ごす。外に遊びに行くときとか、あと離れているときは外しても良いということで、今なっています。そういう状況です。

○委員 水谷知子君

分かりました。登下校時とかが、これはもう外してもいいということですね。

○指導室長 山本有一君

はい。

○委員 水谷知子君

ありがとうございます。

○教育長職務代理者 末次龍一君

マスクは、トランプさんは効果ないみたいに言っていたけれど、きょうテレビでやっていますが、どこかの大学で実験したら、やっぱり効果はしっかりとあると。100%ではないけれど、受けるほうも出すほうもマスクによって軽減されるということが分かっているので、今のうちは、やはりマスクはしっかりとしていたほうがいいですよ。

○委員 水谷知子君

登下校は、楽しくお友達同士で帰る時間で、やはり子どもたちにとってはとても楽しい時間だと思うんですが、本当に近づいて大声で話したり、やはり登下校時がとても多いと思います。少し気になったので、すみません、質問させていただきました。

○委員 村上信哉君

私は一応送り迎えを今しているんですが、登下校のときは、ほとんどマスクをしていて、ほぼ100%しています。私が知っている範囲ではそのような感じです。

○委員 水谷知子君

そうですか。私がたまたま見かけたときだと思うんですが、結構していない子どもさんが多くて、ちょっと気になったので質問させていただきました。すみません。地域とかでも違うのかもしれませんが。ありがとうございました。

○教育長 長尾明美君

では、ここから議案第40号の令和2年度第7次補正予算について、審議いたします。非公開で審議いたしますので、傍聴の方がいらっしゃったら退室をお願いします。

(15時31分)

閉会 16時15分